

労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。（法第 23 条第 5 号）

以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額（小数点以下一位の位を四捨五入）}}$$

○実施事業所名・事務所所在地

公益社団法人 長野県シルバー人材センター連合会 駒ヶ根伊南事務所

〒399-4103 長野県駒ヶ根市梨の木 2 番 22 号

令和 4 年度実績

派遣労働者の数	38 人
派遣先の数	11 社
マージン率	19.8%
派遣料金の 1 人あたりの平均額	10,667 円（1 日あたり 8 時間換算）
派遣労働者の賃金の平均額	8,555 円（1 日あたり 8 時間換算）
教育訓練に関する事項	入職時講習、交通安全講習
その他事項	労災保険加入 ※社会保険・雇用保険加入なし シルバー人材センターが実施する派遣事業は「臨時的就業かつ短期的（概ね月 10 日程度）、または軽易な業務（概ね週 20 時間以内）」に限定されており適用対象外となっております。